

## 仕様書

### 1 業務名

令和 6 年度沈澱池フェンス一部取替修繕

### 2 業務実施場所

沖縄県水産海洋技術センター石垣支所

### 3 引渡期限

令和 7 年 3 月 31 日（月）

### 4 修繕内容

沈澱池を囲うフェンスの一部について、修繕を行う。

#### (1) 木々伐採

修繕業務を円滑に実施できるよう、修繕対象箇所付近に茂っている木々を伐採し、当所敷地内の指定した場所に運搬する。

#### (2) フェンスおよび門扉の取替・門扉 2 か所新設

既設のフェンスおよび門扉 2 か所（幅 90 cm、片開き）をコア抜きにより撤去し、処分する。

コンクリート基礎は再利用のうえ、フェンスおよび門扉 2 か所（幅 90 cm、片開き）の復旧に加え、門扉 2 か所の新設（幅約 200 cm、片開両開きいずれでも可）を行う。なお、フェンスおよび門扉の設置は別紙 1（建設当時の図面）に則るものとする。

### 5 特記事項

(1) 撤去したフェンスおよび門扉は、受注者が適切に処分すること。

(2) 新たに設置するフェンスの規格は、高さ 150 cm、幅 200 cm、溶融亜鉛メッキ処理を基準とし、別紙 2（建設当時の仕様書）の同等品とすること。ただし、コンクリート基礎間の長さが 200 cm に満たない箇所については、適宜幅を調整すること。

(3) 新たに設置する門扉の規格は、高さ 150 cm、幅 90 cm（復旧する門扉）または約 200 cm（新設する門扉）、溶融亜鉛メッキ処理を基準とし、別紙 2（建設当時の仕様書）の同等品とすること。

## 6 提出書類

任意の様式で(1)～(3)に相当する書類を提出すること。

- (1) 着手届
- (2) 業務完了通知書
- (3) 工程写真等

## 7 その他

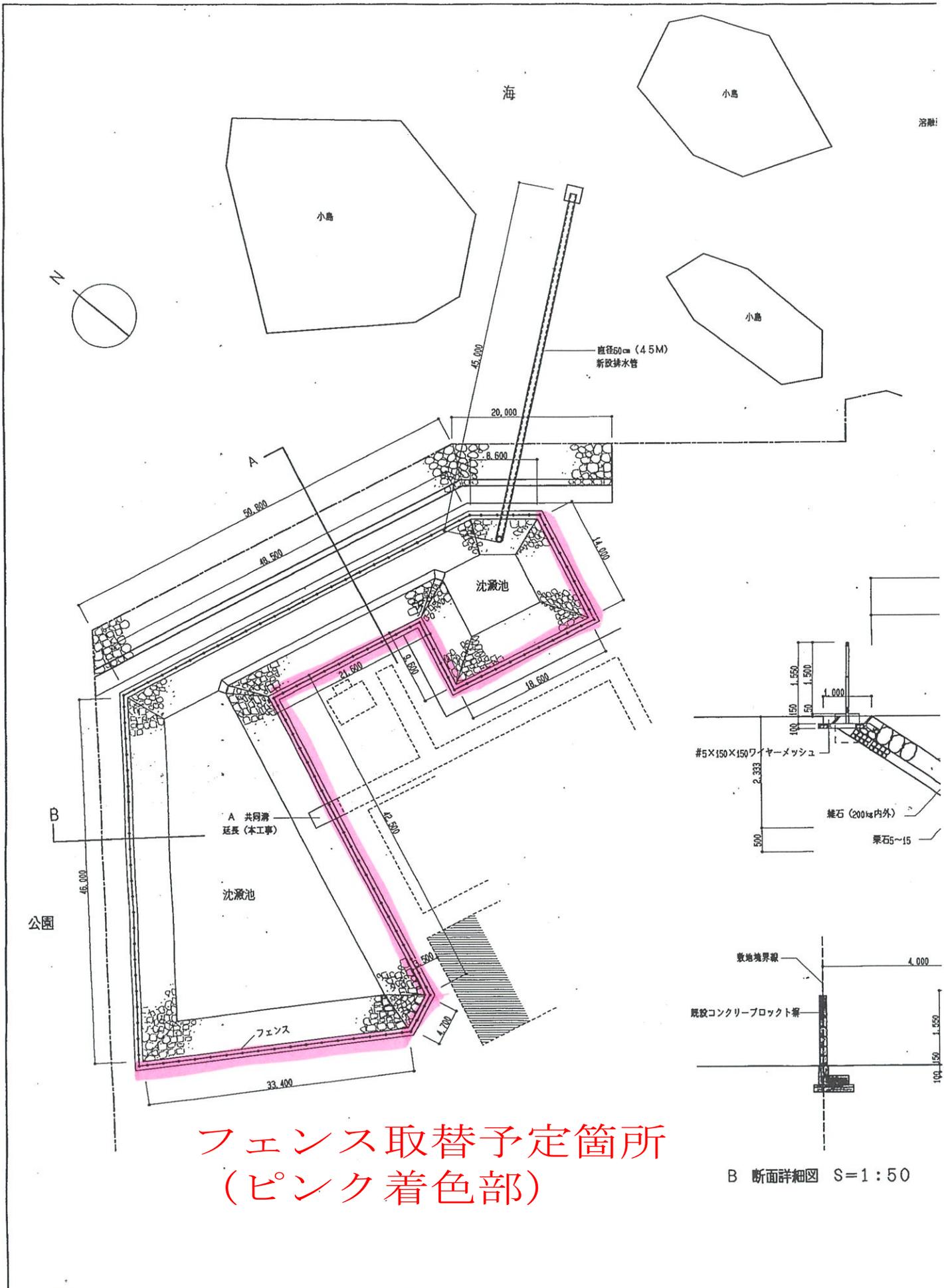
- (1) 本仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ決定するものとする。
- (2) 業務は、職員と日程を調整の上、原則として開庁日の8時30分から17時15分の間に行うこと。ただし、沖縄県水産海洋技術センター石垣支所が事前に許可したときはこの限りでない。
- (3) 業務中、連絡事項や問題が発生した場合は、直ちに職員に連絡すること。
- (4) フェンスが撤去されている期間は、三角コーン、コーンバー等の設置による転落防止策を講じること。
- (5) 引渡の際、職員に現場説明を行うこと。
- (6) 引渡後1年以内の製造元及び修繕に起因する故障への対応は無償で行うこと。
- (7) 当該修繕の円滑な実施に必要な事項は、受注者の責任で対応すること。

## 8 担当者

沖縄県水産海洋技術センター石垣支所 松田・伊藤

電話：0980-88-2255

FAX：0980-88-2114

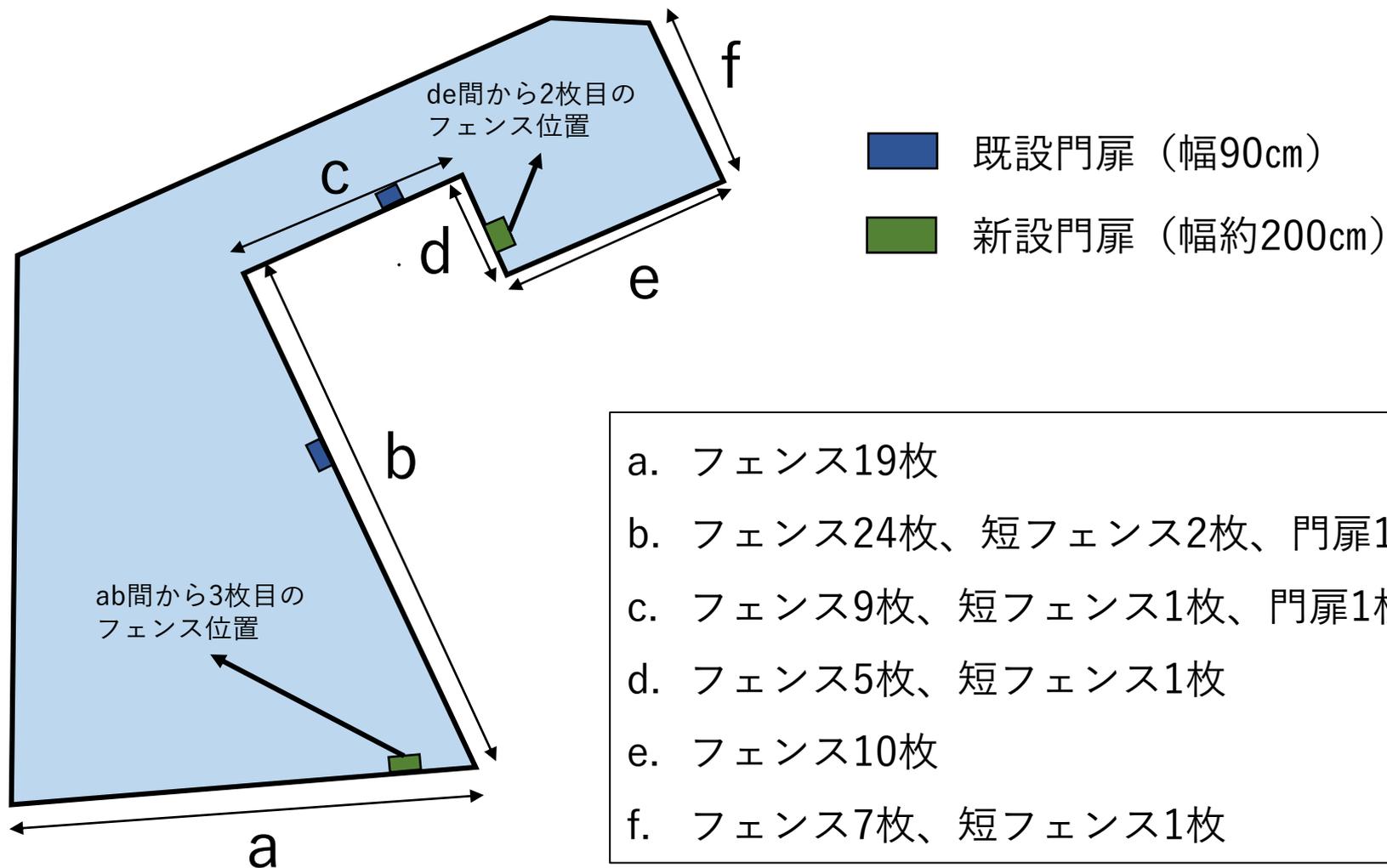


注 設計変更の際は建築士法第19条によること  
 記事

事務所名 朝吹設計事務所  
 1 級建築士 114962 別 改 一 部 中 央 区 南 町 3 番 地 32  
 事務所 電話 11-45 別 改 一 部 TEL 09808-2-7624

# 修繕箇所のフェンス枚数および門扉位置

※図の縮尺は現物と異なる可能性があります



※フェンスの基準は200cm、これより短いものを短フェンスとした。

※d、e、fはフェンスが劣化し、一部支柱のみ残っている状況。